

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領

平成 20 年 4 月 1 日
19 農会第 1022 号
一部改正 平成 22 年 1 月 7 日
21 農会第 898 号
農林水産技術会議事務局長通知

第 1 趣旨

我が国の農林水産行政においては、食料自給率の向上、食料供給コストの縮減、農林水産業と食品産業等との連携の強化、地球温暖化対策の強化など、農林水産政策推進に係る課題の多様化や新たに対応すべき課題が増加している。このような課題に的確に対応していくためには、そのブレークスルーとなる技術の開発を効果的・効率的に推進し、その成果を着実に生み出していくことが重要である。

一方、地域の抱える課題は多様であり、地域の活性化を図るためには、その実情に応じた農林水産業・食品産業の技術的課題の解決や農商工連携等を通じた取組みを強化することが重要であるとともに、その取組みを支える地域の研究資源の利用効率を向上させるための新たな枠組みを構築することが必要である。

このため、産学官の研究能力を結集し、幅広い分野のシーズを活用しつつ、機動的な対応が可能である競争的資金制度の特徴を生かして、農林水産業・食品産業における生産及びこれに関連する流通、加工等の現場（以下「生産等現場」という。）の技術的課題の解決や地域の活性化を図るための実用技術の早急な開発を推進するものとする。

第 2 事業内容

本事業は、農林水産分野の試験研究であって以下のいずれかに該当するものについて、幅広いセクターの研究勢力を結集してこれに取り組む仕組みを講じることにより、生産等現場に密着した実用技術の開発の迅速な推進を図ることを内容とする。

- 1 行政部局や地域からの要請等に基づき、農林水産政策推進上の重要性及び緊急性が高く、試験研究の成果が生産等現場や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究の領域（以下「研究領域」という。）に対応した研究（以下「研究領域設定型研究」という。）
- 2 地域に由来する技術シーズの活用により地域の多様性の強化、農商工連携等を通じた地域の活性化に資する技術開発に対応した研究（以下「現場実証支援型研究」という。）
- 3 地域の研究資源の利用効率を飛躍的に向上させる体制の構築を前提として、地域の活性化に資する技術開発に対応した研究（以下「機関連携強化型研究」という。）
- 4 農林水産分野における災害の発生その他の突発的な事象（以下「緊急対応型調査研究の対象」という。）に対し、迅速かつ的確に対処していくため、短期間で取り組む調査研究（以下「緊急対応型調査研究」という。）

第 3 研究実施期間及び研究費

- 1 実施期間

研究（緊急対応型調査研究を除く。）の実施期間は、1研究課題につき原則として3年以内とする。ただし、この期間内に成果を挙げることが困難と考えられるものについては5年以内とすることができる。

緊急対応型調査研究の実施期間は、1研究課題につき研究開始日が属する年度が終了するまでの間とする。

2 研究費

単年度の研究費の上限は、1研究課題につき原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究領域設定型研究：5千万円
- (2) 現場実証支援型研究：3千万円
- (3) 機関連携強化型研究：5千万円
- (4) 緊急対応型調査研究：1千万円

第4 研究領域の設定等

農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）は、「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知。以下「普及・実用化推進要綱」という。）の第2に基づき、以下により、技術的課題等の把握とこれに基づく、研究領域の設定を行うものとする。

1 研究領域の設定に係る技術的課題等の把握

農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）は、毎年度、第2の1の研究領域設定型研究に係る研究領域を検討するため、農林水産省の関係局庁等（大臣官房の各課を含む。）、地方農政局等（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）及び関係団体等から、研究開発を必要とする技術的課題を聴取するものとする。

また、事務局は、大学、民間団体や他の競争的資金による研究成果等から技術シーズの収集に努めるものとする。

2 研究領域の設定

事務局長は、1により把握した技術的課題を基に、また、「農林水産研究基本計画」（平成17年3月30日農林水産技術会議決定、平成19年3月27日改定）の推進状況を検証しつつ、他のプロジェクト研究等との整理を行った上で、政策推進上の重要性及び緊急性が高い技術的課題を研究領域として設定するものとする。

当該研究領域の設定に当たっては、大臣官房技術総括審議官（以下「技術総括審議官」という。）及び必要に応じ関係する各局庁の長及び地方農政局長（北海道開発局農業水産部長及び沖縄総合事務局農林水産部長を含む。）の意見を聴取するとともに、農林水産技術会議の意見を聴取するものとする。

3 研究領域の通知

事務局長は、2により研究領域を設定したときは、速やかに、その結果を技術総括審議官、関係する各局庁の長及び地方農政局長に通知するものとする。

第5 緊急対応型調査研究の対象の決定等

1 緊急対応型調査研究の対象の候補の通知

各局庁の長は、緊急に調査研究の実施が必要とされる事象が生じた場合は、緊急対応型調

査研究の対象の候補を、事務局長に通知するものとする。

2 緊急対応型調査研究の対象の決定

事務局長は、各局庁の長から緊急対応型調査研究の対象の候補の通知を受けたときは、速やかに他のプロジェクト研究、関連事業等との重複その他本事業の趣旨からみた妥当性を参酌し、必要に応じて当該緊急対応型調査研究の対象に係る各局庁の長の意見を聴取の上、緊急対応型調査研究の対象を決定するものとする。

第6 研究課題の募集等

1 研究課題の募集

事務局長は、研究領域設定型研究について、第4の2により研究領域を設定したとき又は緊急対応型調査研究について、第5の2により緊急対応型調査研究の対象を決定したときは、それぞれ研究課題を公募により求めるものとする。

また、現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究について、研究領域で示されたもの以外の研究分野に係る研究課題を公募により求めるものとし、機関連携強化型研究にあつては、地域の研究資源の利用効率を向上させる体制の構築を約した研究連携協定の策定を求めるものとする。

なお、研究課題を求める際の公募要領は、事務局において別に定めるものとする。

2 応募要件

(1) 研究課題の応募は、以下の各号のいずれかに掲げる者（以下「研究機関等」という。）であつて、当該各号以外の号に掲げる者と共同して、当該研究課題に取り組むものに限り行うことができるものとする。

ただし、機関連携強化型研究にあつては、当該各号以外の号に掲げる者と共同する要件を適用しないものとする。

ア 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

イ 大学及び大学共同利用機関

ウ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

エ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

(2) 研究課題の応募を行おうとする研究機関等は、研究推進の中核となる研究機関（以下「中核機関」という。）を選定するとともに、中核機関に所属する研究者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究の総括者（以下「研究総括者」という。）を定めなければならないものとする。

なお、中核機関は、法人格を有していなければならないものとする。

3 若手優先措置の実施

年齢が研究を開始しようとする年度の当初において40歳未満である研究総括者（以下「若手研究者」という。）により応募された研究課題が、年齢が研究を開始しようとする年度の当初において40歳以上である研究総括者により応募された研究課題と同等の評価であった場合、事務局長は、若手研究者の研究課題が優先的に採択されるよう措置することができるものとする。

第7 研究課題の決定等

1 研究課題の決定

研究課題は、外部有識者等による審査を経た上で事務局長が決定するものとする。

なお、研究課題の決定に係る審査に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

2 結果の通知等

事務局長は、1により研究課題を決定したときは、研究課題を応募した中核機関に対し、その応募した研究課題の採択の有無等を通知するとともに、関係する各局庁の長及び地方農政局長に対し、採択した研究課題を通知するものとする。

また、採択した研究課題については、速やかに農林水産省のホームページ等において公表するものとする。

第8 研究課題の実施

1 研究課題の委託

事務局長は、第7の1により研究課題を決定したときは、委託により実施するものとする。

2 研究費の配分

第7の1により研究課題が決定されたときは、当該研究課題を応募した中核機関の長は、毎年度、第6の1により定める公募要領に基づき提出した研究実施計画に即して、別記様式第1号の年次計画を作成し、事務局長に提出するものとする。

研究に必要な経費（以下「研究費」という。）は、外部有識者等による審査・評価結果等を踏まえた調整を行った上で、当該研究課題を応募した中核機関に配分するものとする。

なお、研究費については、一定の要件を満たした場合に、翌年度への繰越を認めることができるものとする。

3 研究課題の進行管理

中核機関は、毎年度、研究の推進状況を確認するとともに、これによる研究計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画研究機関等を参集した研究推進会議を開催するものとする。

また、事務局長は、研究領域及び研究課題の的確な進行管理及び研究成果の円滑な普及を図る観点から、事務局に農林水産省の関係部局の協力を得つつ、普及・実用化推進要綱の第2の6に基づき設置されたプログラムオフィサーを主査とする推進チームを設置するものとする。

当該推進チームは、その活動の一環として、必要に応じ、研究推進会議に参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導を行うものとする。

なお、研究課題の進行管理に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

4 研究課題の評価

実施された研究課題の評価に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

第9 実績の報告等

1 実績報告書の提出

研究課題を実施した中核機関の長は、別記様式第2号の実績報告書を、毎年度3月31日までに、事務局長に提出するものとする。

2 実績の報告

事務局長は、毎年度、1により提出された実績報告書について、技術総括審議官、関係する各局庁の長及び地方農政局長に対し、写しを送付するものとする。

第10 研究成果の帰属

事務局長は、研究課題を実施した研究機関等において、特許権等の知的財産権が発生した場合は、一定の条件を付した上で、研究機関等に帰属させるものとする。

第11 研究成果の普及状況の把握・分析

事務局長は、研究終了課題のうち一定期間が経過したものについて、研究成果の普及状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を実施するものとする。

第12 研究成果の普及・実用化及び国民理解の促進

- 1 事務局長は、本事業の研究成果について、技術交流展示会や成果発表会の開催等により、研究成果の普及・実用化を促進するものとする。
- 2 事務局長は、国民各層に対し多様な媒体を利用して、本事業が目指す内容や得られた成果を分かりやすく説明し、理解を求めよう努めるものとする。
- 3 中核機関の長は、事務局長が行う本事業が目指す内容や得られた研究成果に係る普及・実用化及び国民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、本事業の研究成果が国民に還元されるよう努めるものとする。

第13 収益納付

1 収益状況の報告

- (1) 研究課題（緊急対応型調査研究を除く）を実施した研究機関等の長は、別記様式第3号により、本事業の成果による年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業が終了した翌年度から起算して5年間、毎事業年度末から90日以内に事務局長に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間中に、本事業の成果に係る特許権等の譲渡若しくは実施権の設定又は成果の企業化が発生した場合においては、収益状況報告書を提出すべき期間は、(1)にかかわらず、発生した年度から起算して5年間とする。

2 収益の納付

事務局長は、1の収益状況報告書に基づき、事業の実施により研究機関等（研究機関等が事業の一部を委託して行う場合にあつては、研究機関等及び当該事業の一部受託者）に相当の収益が生じたと認めるときは、次により、収益の一部に相当する金額について、研究機関等に対し納付を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付する金額は、次の算式のとおりとする。

納付額＝収益額×（研究費の確定額の総額／本事業に関連して支出された技術開発費総額）

× 1 / 2

注 式中「本事業に関連して支出された技術開発費総額」とは、研究費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額をいう。

(2) 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付する額は、次の算式のとおりとする。

納付額＝収益額×（研究費の確定額の総額／企業化に係る総費用）×企業化利用割合×
1 / 2

注1 式中「収益額」とは、本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいう。

注2 式中「企業化に係る総費用」とは、研究費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいう。

注3 式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、本事業に係る成果物の製造原価の割合をいう。

3 収益納付の期間

収益を納付する期間は、1の収益状況報告書を提出すべき期間と同様とする。

第14 事務の委託

事務局長は、第7の1の研究課題の決定に係る審査、第8の3の研究課題の進行管理、第8の4の研究課題の評価、第10の研究成果の普及状況の把握・分析及び本事業に関連する情報の提供等に係る事務を外部に委託することができるものとする。

附則

- 1 「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領」（平成14年2月1日付け13農会第1447号農林水産省大臣官房技術総括審議官・農林水産技術会議事務局長連名通知）及び「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領」（平成18年1月24日付け17農会第1276号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知。以下「高度化事業実施要領」という。）に基づき、研究課題が採択され、平成20年度以降も引き続き研究の実施を予定している研究課題にあっては、当該通知に基づき研究を実施することができるものとする。
- 2 高度化事業実施要領に基づき、平成18年度以降において採択された研究課題に係る収益納付については、この通知の施行後も、なお従前の例による。

別記様式第1号

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業計画書

課題番号

課題名「

」

研究期間： 年度～ 年度（ 年間）

中核機関・研究総括者：

共同機関：

I. 試験研究の全体計画

1. 研究目的

2. 研究内容

3. 達成目標及び期待される効果

4. 研究領域との関係

5. 地域活性化との関係

6. 成果を迅速に普及・実用化に移すための取組み

7. 年次計画

研究項目	年度	年度	年度
所要経費（合計）	千円	千円	千円

（注）所要経費の積算内訳を添付すること。

II. 〇〇年度細部計画

III. 実施体制

研究項目	担当機関	研究担当者	エフォート (%)

（注）研究総括者には◎、中課題責任者には○、小課題責任者には△を付すこと。

IV. 平成〇〇年度所要経費

研究項目	実施機関	配分額（千円）

別記様式第2号

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実績報告書

研究課題名	(課題番号****)	研究期間	〇～〇年度
-------	------------	------	-------

I. 研究の進捗状況等

II. 普及に関する実績

III. 研究総括者による自己評価

1. 中課題名「

」

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	(評価欄)
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)

IV. 外部有識者の意見

これまでの研究方法は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)
研究成果の目標達成度： A:高い B:やや高い C:やや低い D:低い	(評価欄)
次年度の研究内容と目標は適切か： A:適切 B:概ね適切 C:やや不適切 D:不適切	(評価欄)

V. これまでの研究実施期間における研究成果（論文発表、特許他）

別記様式第3号

平成〇〇年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業収益状況報告書

1	技術開発課題名				
2	本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益額				円
3	本事業の成果の企業化による収益額				円
4	本事業に関連して支出された技術開発費の総額				円
5	企業化に係る費用の総額				円
6	企業化利用割合				%
7	研究費の確定額				
		年 月 日付け	第	号確定	円
		年 月 日付け	第	号確定	円
		年 月 日付け	第	号確定	円
				計	円
8	本年度収益納付額				円

(注) 1. 上記2から6については、本事業の成果に係る特許権等及び製品ごとに算出すること。
2. 各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。